

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

石川国民年金 事案383（事案178の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで

平成19年10月1日付けの申立て及び21年11月14日付けの再申立てにおいては、記録訂正は認められないとの結論であったが、今回、妻の友人から当時の状況についての証言を得たので、再度検討し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無いほか、申立人が申立期間の保険料を納付したとする月（昭和61年4月）分の保険料を遅れて納付していることから、一括納付したとする申立人の主張は不自然であり、その時期に申立期間の保険料を納付したとすれば、現年度及び過年度の保険料に当たるため、市役所及び社会保険事務所（当時）が収納機関となるが、申立人の納付書の発行元についての記憶は明確でない上、二つの行政機関が同時に保険料の納付を誤って記録することも考え難いとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、申立期間当時の周辺事情を証する資料及び申立人の意見陳述を受けたが、委員会の当初の決定を変更するに至るものではないことから、平成22年5月12日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立人の主張は当初の申立ての時から一貫している上、申立人が記憶する納付金額は、申立期間に係る国民年金保険料を納付した

場合の金額におおむね一致していること、及びその納付方法も適正であることに加え、今回の申立てにおいて、申立人の妻の友人から、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる供述を得たことから、申立人の主張は信ぴょう性が高いと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 8 月まで

昭和 54 年 3 月 30 日に 51 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付したにもかかわらず、51 年 1 月から同年 8 月までの分が未納とされていることに納付できない。当時の領収書があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、日本銀行 A 代理店の昭和 54 年 3 月 30 日付けの領収印がある領収証書を保有しており、申立期間の保険料が納付されたことが確認できる。

また、当該領収証書に押印された保険料領収日である昭和 54 年 3 月 30 日の時点では、申立期間を含む 51 年 1 月から同年 12 月までの保険料は時効により納付できないため、本来、納付された保険料の還付の処理が行われるはずであるが、行政側に還付の処理を行った記録は無く、その形跡も見当たらない。

さらに、上記時効後に納付された保険料（昭和 51 年 1 月から同年 12 月までの分）を、当時実施されていた特例納付の保険料として領収した場合に保管されるべき申立人の特殊台帳が行政側に保管されていないため、特例納付保険料として領収した事実も確認できない。

以上のように、申立期間の保険料が還付された事実又は特例納付保険料として領収された事実が確認できないことから、申立人が、時効により納付できない申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として取り扱われていたことは明らかであり、時効であることを理由として保険料の納付を認めないことは信義則に反する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和28年7月1日、資格喪失日を30年3月1日とし、申立期間に係る標準報酬月額を28年7月から29年9月までは4,000円、29年10月から30年2月までは7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月1日から30年3月1日まで
A事業所に勤務した期間に係る厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入した事実が無い旨の回答を得た。当時の同僚は厚生年金保険に加入しており、自分だけ加入していないことは考えられない。事業主及び同僚が作成した在籍証明を提出するので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所における事業主が記載した勤務証明書、申立人の同僚の供述等により、申立人は、A事業所に昭和28年7月1日から30年2月末日まで勤務していたと認められる。

また、複数の同僚は、従業員は全て正社員であり、全員社会保険に加入していたとしている。

さらに、申立人及び複数の同僚が記憶する申立期間当時のA事業所の従業員数と健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者の人数がほぼ一致する。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の同事業所の資格取得日は、ほぼ月初めの1日とな

っており、また、資格喪失日が月の末日となっている者はいない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚に係るオンライン記録の標準報酬月額から判断すると、昭和28年7月から29年9月までを4,000円、29年10月から30年2月までを7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年7月から30年2月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和46年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月30日から同年5月1日まで
C社の関連会社であったA社B店から同社D店へ昭和46年5月1日付けで転勤したのに、同社B店での資格喪失日が同年4月30日となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び厚生年金基金の加入記録から判断すると、申立人は、C社及びその関連会社であるA社B店、同社D店等に継続して勤務し（昭和46年5月1日にA社B店から同社D店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社B店に係る厚生年金基金加入員資格喪失届の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、厚生年金基金加入員資格喪失届の資格喪失日が昭和46年4月30日から同年5月1日に訂正されていることについて、事業主は、当該訂正時の状況は確認できず、厚生年金保険料納付義務の履行及び正しい届出がされたか否かについては不明であるとしている。このことについては、事業主が同年5月1日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、当初、事業主は、同年4月30日を厚生

年金保険の資格喪失日として届け出たことが推認できるが、厚生年金基金の資格喪失日について訂正の手続が行われた可能性があり、その場合には、厚生年金保険についても同様に事業主が資格喪失日の訂正に係る手続を行った蓋然性^{がいぜん}があることから、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの期間、38年7月から43年3月までの期間、55年2月から同年9月までの期間及び55年11月から56年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年9月まで
② 昭和38年7月から43年3月まで
③ 昭和55年2月から同年9月まで
④ 昭和55年11月から56年8月まで

国民年金の制度ができた時期に父が加入手続を行い、①及び②の期間の国民年金保険料を納めてくれた。③及び④の期間は会社を退職した後に、私が区役所で国民年金保険料を納付しており、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初にその父親がA市で加入手続を行い、国民年金保険料を納めてくれたとしているが、申立人は、その時期にはB区へ住所を移し健康保険に加入していたと述べていることから、同区に住民票を異動していたことがうかがわれ、当時A市に住んでいた父親には、申立人の国民年金の加入手続や保険料の納付を行うことができなかつたと考えられる。

また、申立人については、昭和43年4月頃にC市において国民年金の加入手続が行われ、国民年金保険料が納付されているが、その時期では①及び②の期間の保険料の一部は時効により納付できない。

さらに、申立人は、会社を退職した昭和54年12月頃に、区役所で国民年金の届出及び保険料納付を行っているが、その後の申立期間③及び④は任意加入対象期間であり、申立人が保有する国民年金手帳に記載された資格取得及び資格喪失の記録はその元夫の厚生年金保険の資格記録とほぼ合致している上、申立人の国民年金手帳の住所変更記録が49年2月9日から56年10月6日まで

変更されていないことから、当該国民年金手帳の資格取得及び資格喪失に係る記録は、同年10月以降にまとめて遡って届け出られたことがうかがわれ、任意加入被保険者資格はその届け出た日に取得することとされていることから、国民年金の任意対象加入期間である③及び④の期間は、遡って加入手続を行うことはできず、保険料を納付できなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月1日から22年5月31日まで
昭和19年5月にA社（現在は、B社）に入社し、C営業所に勤務していました。一時期、本社に勤務したこともあるが、休むことなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間も継続してA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。」と主張している。

しかし、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者であった同僚の年金記録を調査したところ、複数の同僚についても申立人と同様に厚生年金保険の被保険者記録の欠落がみられる。

また、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者であった同僚6人に照会し、4人から回答があったものの、申立人が申立期間に同社で勤務していたことを確認できる供述は得られない。

さらに、B社は、当時の人事記録及び給与関係書類等を保有しておらず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保有していないため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和19年9月1日にA社での被保険者資格を喪失し、22年6月1日に喪失の時とは異なる健康保険被保険者番号で被保険者資格を再取得しており、資格喪失及び資格再取得の手続において不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。